

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
2月24日
(火曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定の解除（環境政策課）……………一

家畜伝染病の発生の届出（畜産振興課）……………一

保安林指定の解除（大島郡周防大島町）（森林整備課）……………一

○公告

自然公園施設に係る指定管理者の指定（自然保護課）……………二

山口県立さらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定（自然保護課）……………三

下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………三

下関都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………三



山口県告示第八十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（令和七年山口県告示第三百二十号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和八年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
宇部市大字小串字沖ノ山一九八七の九の一部

- 二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

山口県告示第八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

令和八年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

| 病名 | 種類 | 患者又は疑似患者の区分 | 頭数 | 発生場所 | 発生日 |
|------|------------|-------------|-----------|------------|----------|
| ヨ―ネ病 | 牛（ホルスタイン種） | 患畜 | 一 | 下関市菊川町大字久野 | 令和八、二、一三 |
| | | 畜 | 一〇五五六の一三七 | | |

山口県告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和八年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字和佐字東中崎一〇〇七六の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇七六の一二
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設環境部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）



(四九) 自然公園施設に係る指定管理者の指定

山口県自然公園施設条例(平成七年山口県条例第四号。以下「条例」という。)第八
条第一項の規定により、自然公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|----------------|-------|
| 山口県豊田湖ビジターセンター | 下 関 市 |
| 山口県角島ビジターセンター | 〃 |

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下関市 下関市南部町一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関する事
- 四 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|-----|-----|
| | |

山口県須佐湾ビジターセンター 萩 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関する事
- 四 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 |
|----------------|-------|
| 山口県秋吉台ビジターセンター | 美 祿 市 |

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

美祿市 美祿市大嶺町東分三二六番地一

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関する事
- 四 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(五〇) 山口県立きさら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定

山口県立自然観察公園条例(平成十三年山口県条例第五号。以下「条例」という。)第九條第一項の規定により、山口県立きさら浜自然観察公園に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人野鳥やまぐち 山口市阿知須一〇五〇九番地五三

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三條各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四條第二項の規定により、同條第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

(三) 条例第五條第二項の規定により、同條第一項の開園時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第七條の規定により、山口県立きさら浜自然観察公園の使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(五一) 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第一項の規定による下関都市計画道路の変更に係る同法第十四條第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・五・二十六本村西山線

下関都市計画道路三・五・二十七長崎福浦線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(五二) 下関都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第一項の規定による下関都市計画公園の変更に係る同法第十四條第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画公園五・五・一老の山公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

令和八年二月二十四日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁